

○津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のもの（別表第1に掲げるものをいい、以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は月額又は日額とし、その額は別表第1のとおりとする。ただし、津山圏域資源循環施設組合同規約（平成21年岡山県指令市第1号）第2条の市町の職員が別表第1に掲げる職員に選任されたときは、これらの者に対する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のために旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表第1のとおりとし、その支給方法については、津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第11号）の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成23年2月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条・第2条・第3条関係）

区分	報酬額	旅費の額
理事並びに審査会、審議会及び調査会等の委員	日額 7,100円	津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例第2条の表A区分の旅費相当額
管理者が特に必要と認める者	日額 12,000円 以内	
嘱託員	月額 320,000円 以内	津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例第2条の表B区分の旅費相当額